

No.	提出された御意見	総務省の考え方
1	<p>1. 電波の発射状況調査について（別紙 4 の P1）</p> <p>(1) 電波の発射状況調査は、携帯電話システムの他にも、FPU・ラジオマイク等周波数移行が検討されている無線システムや、無線 LAN や RFID 等の免許不要局についても調査の対象とするべきであると考えます。</p> <p>(2) 電波の発射状況調査を 1 システムにつき年間 7 日程度の実測を行う場合、朝のみの使用や年間数日程度しか使用しない等無線システムにより使用タイミングが異なり、年間 7 日程度の実測のみでは調査結果に偏りが出る可能性があるため、年間 365 日のうち使用していない日及び 24 時間のうち使用している頻度等を明確にするべきであると考えます。これにより、より一層電波の見える化が推進されると考えます。</p> <p>平均的な日の状況を調査するためには、1 年間 365 日の調査が必要であり、公表にあたっては 1 システムごとに以下の状況の公開が望ましいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 365 日の使用状況</li> <li>・各四半期で平均的な日</li> <li>・年間で最も使用されている日</li> <li>・年間で最も使用されていない日</li> <li>・上記の日を更に詳しく調査し、24 時間の 1 時間ごとの状況</li> </ul> <p>(3) この電波の発射状況調査の実施にあたっては、これを実施する機関が必要となりますが、出来るだけ現状の組織を活用し、新たなシステムの構築においても費用が最小限となるよう配慮するべきであると考えます。</p> <p>2. 電波の利用状況調査の見直し案の周波数区分の見直しについて（別紙 3）</p> <p>現在「3.4GHz 超」とされている周波数帯区分は、第 4 世代携帯電話システムの導入が予定されている 3.4~4.2GHz 帯が 800MHz 帯や 2GHz 帯等の携帯電話システムと同一の周波数区分として調査が可能となるよう「714MHz 超 4.2GHz 以下」及び「4.2GHz 超」に変更するべきであると考えます。</p>	<p>1に関する御意見につきましては、電波の発射状況調査は、免許人からの報告等の方法による調査を補完するものとして活用するものですので、電波の利用実態をより的確に把握する必要がある無線システムについて活用していく予定です。なお、この活用に際しては、個人情報、機密情報等の取扱いに留意し、また、施策の費用対効果を勘案しつつ、その運用を行っていきたいと考えております。</p> <p>2に関する御意見につきましては、第 4 世代移動通信システムの導入等の状況を勘案して、今後の周波数帯区分の見直しについて検討していきたいと考えております。</p>

	(ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社)	
2	<p>1. 電波の発射状況調査について（別紙 4 の P1）</p> <p>(1) 電波の発射状況調査は、携帯電話システムの他にも、FPU・ラジオマイク等周波数移行が検討されている無線システムや、無線 LAN や RFID 等の免許不要局についても調査の対象とするべきであると考えます。</p> <p>(2) 電波の発射状況調査を 1 システムにつき年間 7 日程度の実測を行う場合、朝のみの使用や年間数日程度しか使用しない等無線システムにより使用タイミングが異なり、年間 7 日程度の実測のみでは調査結果に偏りが出る可能性があるため、年間 365 日のうち使用していない日及び 24 時間のうち使用している頻度等を明確にするべきであると考えます。これにより、より一層電波の見える化が推進されると考えます。</p> <p>平均的な日の状況を調査するためには、1 年間 365 日の調査が必要であり、公表にあたっては 1 システムごとに以下の状況の公開が望ましいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 365 日の使用状況</li> <li>・各四半期で平均的な日</li> <li>・年間で最も使用されている日</li> <li>・年間で最も使用されていない日</li> <li>・上記の日を更に詳しく調査し、24 時間の 1 時間ごとの状況</li> </ul> <p>(3) この電波の発射状況調査の実施にあたっては、これを実施する機関が必要となります、出来るだけ現状の組織を活用し、新たなシステムの構築においても費用が最小限となるよう配慮するべきであると考えます。</p> <p>2. 電波の利用状況調査の見直し案の周波数区分の見直しについて（別紙 3）</p> <p>現在「3.4GHz 超」とされている周波数帯区分は、第 4 世代携帯電話システムの導入が予定されている 3.4~4.2GHz 帯が 800MHz 帯や 2GHz 帯等の携帯電話システムと同一の周</p>	<p>1 に関する御意見につきましては、電波の発射状況調査は、免許人からの報告等の方法による調査を補完するものとして活用するものですので、電波の利用実態をより的確に把握する必要がある無線システムについて活用していく予定です。なお、この活用に際しては、個人情報、機密情報等の取扱いに留意し、また、施策の費用対効果を勘案しつつ、その運用を行っていきたいと考えております。</p> <p>2 に関する御意見につきましては、第 4 世代移動通信システムの導入等の状況を勘案して、今後の周波数帯区分の見直しについて検討していきたいと考えております。</p>

	<p>波数区分として調査が可能となるよう「714MHz 超 4.2GHz 以下」及び「4.2GHz 超」に変更するべきであると考えます。            (株式会社 ウィルコム)</p>	
3	<p>1. 電波の発射状況調査について（別紙4のP1）</p> <p>(1) 電波の発射状況調査は、携帯電話システムの他にも、FPU・ラジオマイク等周波数移行が検討されている無線システムや、無線LANやRFID等の免許不要局についても調査の対象とするべきであると考えます。</p> <p>(2) 電波の発射状況調査を1システムにつき年間7日程度の実測を行う場合、朝のみの使用や年間数日程度しか使用しない等無線システムにより使用タイミングが異なり、年間7日程度の実測のみでは調査結果に偏りが出る可能性があるため、年間365日のうち使用していない日及び24時間のうち使用している頻度等を明確にするべきであると考えます。これにより、より一層電波の見える化が推進されると考えます。</p> <p>平均的な日の状況を調査するためには、1年間365日の調査が必要であり、公表にあたっては1システムごとに以下の状況の公開が望ましいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間365日の使用状況</li> <li>・各四半期で平均的な日</li> <li>・年間で最も使用されている日</li> <li>・年間で最も使用されていない日</li> <li>・上記の日を更に詳しく調査し、24時間の1時間ごとの状況</li> </ul> <p>(3) この電波の発射状況調査の実施にあたっては、これを実施する機関が必要となりますが、出来るだけ現状の組織を活用し、新たなシステムの構築においても費用が最小限となるよう配慮するべきであると考えます。</p> <p>2. 電波の利用状況調査の見直し案の周波数区分の見直しについて（別紙3）</p> <p>現在「3.4GHz超」とされている周波数区分は、第4世代携帯電話システムの導入が予定されている3.4～4.2GHz帯が800MHz帯や2GHz帯等の携帯電話システムと同一の周波数区分として調査が可能となるよう「714MHz超4.2GHz以下」及び「4.2GHz超」に変更するべきであると</p>	<p>1に関する御意見につきましては、電波の発射状況調査は、免許人からの報告等の方法による調査を補完するものとして活用するものですので、電波の利用実態をより的確に把握する必要がある無線システムについて活用していく予定です。なお、この活用に際しては、個人情報、機密情報等の取扱いに留意し、また、施策の費用対効果を勘案しつつ、その運用を行っていきたいと考えております。</p> <p>2に関する御意見につきましては、第4世代移動通信システムの導入等の状況を勘案して、今後の周波数帯区分の見直しについて検討していきたいと考えております。</p>

	<p>考えます。</p> <p>(Wireless City Planning 株式会社)</p>	
4	<p>I. はじめに</p> <p>この度、「電波の利用状況の調査の見直し案に対する意見の募集」（以下、本見直し案）に対して、意見提出の機会を作っていただいたことに感謝いたします。</p> <p>本見直し案は、電波の利用実態をより的確に把握することで、今後の周波数再編に向けた検討を加速させる有意義な取り組みであることから、賛同します。今後も、本見直し案を通して、移動体通信分野における周波数の割当て拡大に向けた取り組みをお願いします。</p> <p>II. 本見直し案に対する当社の意見</p> <p>(1) 調査内容・評価手法の深化 ①電波の発射状況調査の活用</p> <p>電波の利用実態を的確に把握するために、従来の総務省無線局データベース、及び電波利用状況調査に加え、総務省電波監視システム等による電波発況調査を活用する事に賛同します。</p> <p>(1) 調査内容・評価手法の深化 ②適時柔軟な調査の実施</p> <p>調査サイクルについて、現在の3年サイクルによる調査に賛同します。</p> <p>また、調査内容の・評価手法の深化にあたって、現在、周波数再編の途上である700MHz帯や900MHz帯については、周波数再編に向けた課題を的確に把握するためにも、柔軟な電波発射調査の実施を希望します。</p> <p>(2) 調査結果の公表方法の見直し</p> <p>調査結果の公表方法の見直しについて、二次利用が可能な多様な項目別の数値データ形式で公開する事は、電波に対する一般的な理解の向上のためにも有意義であり、賛同します。</p> <p>なお、調査結果の公開タイミングについて、調査回答後のできるだけ早期に公開して頂きますよう、お願いします。</p> <p>(3) 免許人回答手段の電子化</p> <p>免許人回答手段に、メール回答又はWeb回答の手段を導入する事に賛同します。</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。なお、3.4GHz帯を超える周波数帯の区分の見直しにつきましては、第4世代移動通信システムの導入等の状況を勘案して、今後検討していきたいと考えております。</p>

	<p>しかし、メール回答又はWeb回答のためのシステム構築が、将来の電波利用料の増大を招かない様にセキュリティ面に加えコスト面による精査をお願いします。</p> <p>(4) 周波数帯の区分の見直し</p> <p>調査対象の周波数区分について、地上デジタルテレビ放送への完全移行、及び700MHz帯の周波数再編に伴い、調査対象の周波数の区分を「770MHz」から「714MHz」に変更する事に賛同します。</p> <p>また、3.4GHz帯を超える周波数帯について、現在、情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等高度化委員会第4世代移動通信システム作業班にて3.4-3.6GHz帯を使った第4世代移動通信システムの導入に関する技術的検討が進められています。更に、周波数再編アクションプランでは3.6-4.2GHz帯や4.4-4.9GHz帯を第4世代移動通信システムの割当候補バンドとする方針が示されています。</p> <p>よって、これら周波数帯と現在の割当て済み携帯電話システムの周波数を組み合わせたモバイルブロードバンドサービスが将来実現する事を勘案すると、調査対象の周波数区分を現在の「3.4GHz」から「4.9GHz」等の高い周波数帯として同一調査が可能となるような区分の見直し検討も必要であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス株式会社)</p>	
5	<p>省令に規定がありながら電波の発射状況調査がこれまであまり活用されなかった理由は、通信の秘密との関係で問題があること、及び費用対効果の面で問題があることだと思います。したがって、これを活用するに当たっては、</p> <p>(1) 調査の実施に当たって通信の秘密が害されなかつたか、及び</p> <p>(2) 調査にかかった費用に見合った効果が得られたかの点について行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価を行うべきだと思います。</p> <p>(個人)</p>	<p>電波の発射状況調査を活用していく際には、個人情報、機密情報等の取扱いに留意し、また、施策の費用対効果を勘案しつつ、その運用を行っていきたいと考えております。</p>
	<p>ソフトバンクモバイルがエグイ商売をしていらっしゃるので、時期が来たらドコモかKDDIに買い取られればいい。</p>	<p>頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものでありますが、御意見として承ります。</p>

6	<p>独禁法が有るので、WILLCOM, emobile を買い取り、過大な広告をして世間のイメージアップを図っているが、経営は健全ではないと思われる。</p> <p>ソフトバンクはキャッシュフローはマトモそうに装っているが、債務超過に見える。購入者の割賦等で数字を調整しているけど、役人の方々が知恵を絞れば倒産に追い込むことは容易だろう。</p> <p>もっと大きな会社になってからでは、日本の経済がもたくなるぞ。</p> <p>かいとるのは、ドコモ、AUで案分して買い取らなければいい。</p> <p>法律は買えてしまえばいい。</p> <p>日本の電波の状態を見ていれば、携帯会社は2社あれば十分。</p> <p>3月11日に(おそらく)100%規制をしていたので、携帯電話会社としては不適格。</p>	(個人)
7	<p>電波と言う有限の公共財については既得権者が有利にならぬよう適正な対価を国が科すべきです。</p> <p>具体的には入札が良いでしょう。</p>	<p>頂いた御意見は、本件意見募集とは直接関係ないものであります、御意見として承ります。</p>